

京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者雇用又は市内の障害者就労支援事業所及び市内事業者等（以下「市内福祉施設等」という。）への業務の発注に意欲がある伝統産業事業者に対して、障害者就労促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣や障害のある方の雇用又は市内福祉施設等への業務発注に要する費用等の補助を行うことにより、障害のある方の職域を拡大し、伝統産業分野における後継者確保・技術継承や障害のある方の就労支援・雇用創出を図ることを目的とする京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、京都市伝統産業活性化推進条例第2条で定める本市伝統産業（別紙）に従事する者又は従事する者により組織された団体（中小企業等協同組合法に基づき組織された団体、業種別・地域別・事業活動別に組織された団体、前記に規定された団体を構成員として組織された団体をいう。）若しくは新たに伝統産業に従事する者又は新たに伝統産業に従事する者により組織された団体（中小企業等協同組合法に基づき組織された団体、業種別・地域別・事業活動別に組織された団体、前記に規定された団体を構成員として組織された団体をいう。）で、障害者雇用又は市内福祉施設等への業務の発注をしようとする事業者であることとする。

(交付対象経費)

第3条 交付対象とする経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が別に定める基準により伝統産業障害者職域開発審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を勘案し、本市が選定したコンサルティング会社又は団体によるアドバイザーの派遣の受入れに要する費用
- (2) 障害のある方の雇用又は市内福祉施設等への業務発注に伴い要する費用
- (3) その他市長が適当と認める費用

2 前項の各号に掲げる費用に関し、他の補助金等の交付を受けようとし、又は受けた場合、当該補助金等の算定の根拠となった費用については、この要綱による補助金の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する費用のうち、1,000,000円を超えないものとし、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(補助事業者の指定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、京都市伝福連携担い手育成支援事業指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

- (2) 事業者概要書
 - (3) 規約, 定款等
 - (4) 構成員(役員)名簿
 - (5) 法人登記簿謄本(法人の場合)
 - (6) 過去2カ年の決算書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は, 前項に規定する申請書が提出されたときは, 審査委員会における意見を踏まえ, 障害者就労の実現性等を審査したうえで, 適当と認めるときは, 補助事業者として指定するものとする。
- 3 市長は, 前項の規定により補助事業者の指定(以下「指定補助事業者」という。)をしたときは, 京都市伝福連携担い手育成支援事業指定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は, 交付決定前に事業を実施した場合は, 補助金の交付を受けることができない。ただし, 緊急又はやむを得ない理由により補助金交付決定前に事業に着手する場合において, 着手前に京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金事前着手届(第4号様式)を市長に提出していた時は, この限りではない。

(アドバイザー派遣事業者による役務の提供)

第7条 アドバイザー派遣事業者は, 指定補助事業者に対し, 両者で締結しようとする契約内容に応じて, 障害者就労促進に係る以下の役務を提供するものとする。

- (1) 各種助成制度の活用に係るアドバイスや申請手続き代行等
 - (2) 障害者雇用に係る求人から定着支援までの支援
 - (3) 市内福祉施設等との連絡調整から業務委託までの支援
 - (4) 障害者雇用及び業務委託に係る事業計画の検証に係る支援
 - (5) 商品開発や販路開拓に繋がる支援
 - (6) その他市長が必要と認める支援
- 2 アドバイザー派遣事業者には, 指定補助事業者に支援項目ごとの所要額を提示させるものとする。

(状況報告)

第8条 指定補助事業者は, 市長から補助事業の遂行状況について報告の要求があったときは, 書面ですみやかに報告しなければならない。

(指定の取消し)

第9条 市長は, 指定補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは, 指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 指定補助事業者が補助対象事業を中止し, 若しくは廃止したとき, 又は補助対象事業

が中止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。

(3) 指定補助事業者が、偽りその他不正の手段により、第5条第2項による指定を受けたとき。

(4) その他指定をすることが不相当であると市長が認めたとき。

(交付の申請)

第10条 指定補助事業者は、条例第9条の規定により、速やかに京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 京都市伝福連携担い手育成支援事業収支予算書（第6号様式）

(2) 京都市伝福連携担い手育成支援事業指定通知書（写）

(3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第11条 市長は、前条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各号の決定をするものとする。

(申請事項の変更)

第12条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更にかかる市長等の承認の申請は、京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金変更承認申請書（第7号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第3項の承認に関し、必要に応じて審査委員会に意見を求めることができる。

(実績報告)

第13条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日までに、京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業収支決算書（第10号様式）

(2) アドバイザー派遣に係る契約書（写）及び経費の支出が確認できる挙証資料（写）

(3) 購入備品に係る領収書（写）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の時期)

第14条 指定補助事業者から概算交付の請求があったときは、条例第21条第2項による概算払を行うことができる。

(精算報告書の提出)

第15条 指定補助事業者は、前条による概算交付を受けた場合で、条例第19条の規定により決定された補助金等の交付額の通知を受けたときは、速やかに京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金精算報告書(第11号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、事業の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(別紙)

京都市指定の伝統産業製品(74品目)

(令和3年3月時点)

1	西陣織	26	北山丸太	51	京和傘
2	京鹿の子絞	27	京版画	52	截金
3	京友禅	28	京袋物	53	嵯峨面
4	京小紋	29	京すだれ	54	尺八
5	京くみひも	30	京印章<印刻>	55	三味線
6	京繡	31	工芸菓子	56	調べ緒
7	京黒紋付染	32	京竹工芸	57	茶筒
8	京房ひも・撚ひも	33	造園	58	提燈
9	京仏壇	34	清酒	59	念珠玉
10	京仏具	35	薫香	60	能面
11	京漆器	36	伝統建築	61	花かんざし
12	京指物	37	額看板	62	帆布製カバン
13	京焼・清水焼	38	菓子木型	63	伏見人形
14	京扇子	39	かつら	64	邦楽器絃
15	京うちわ	40	京金網	65	矢
16	京石工芸品	41	唐紙	66	結納飾・水引工芸
17	京人形	42	かるた	67	和蠟燭
18	京表具	43	きせる	68	珠数
19	京陶人形	44	京瓦	69	京菓子
20	京都の金属工芸品	45	京真田紐	70	京漬物
21	京象嵌	46	京足袋	71	京料理
22	京刃物	47	京つげぐし	72	京こま
23	京の神祇装束調度品	48	京葛籠	73	京たたみ
24	京銘竹	49	京丸うちわ	74	京七宝
25	京の色紙短冊和本帖	50	京弓		